

税の申告はお早めに 2月16日から3月16日まで

所得税及び復興特別所得税の確定申告

「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。
ただし、税の還付を受ける申告書は、2月13日以前でも直接税務署へ提出することができます。

◎岐阜南税務署の確定申告会場

会 場	開 設 期 間	受 付 時 間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月13日(金) ～3月16日(月) ※マーサ会場のみ2月13日(金)から申告相談を行います。 ※土、日曜日は開設していませんが、2月22日(日)、 3月1日(日)の2日間に限り、開設します。	午前9時～午後5時	・会場の混雑の状況により、受付を 早めに終了する場合があります。 ・開設期間中、岐阜南税務署では 作成済みの申告書の提出はでき ますが、確定申告相談会場は設 けておりません。
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地)	2月16日(月) ～27日(金) ※土・日曜日は除く	午前9時30分～午後4時	

◎税理士による無料税務相談

会 場	開 設 期 間	受 付 時 間	その他
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地)	2月16日(月) ～27日(金) ※土・日曜日は除く	午前9時30分～午後4時 (正午から午後1時までを除く)	譲渡所得、山林所得、贈与税の申 告相談は行いません。
岐阜産業会館5階 (岐阜市六条南2丁目11番1号)	2月16日(月) ～3月9日(月)の 毎週月・水・金曜日	午後1時～4時	確定申告に関する相談はできます が、申告書の作成、提出はできま せん。
笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1)	2月16日(月) ～27日(金) ※土・日曜日は除く	午前10時～午後3時 (正午から午後1時までを除く)	「消費税」と「所得税及び復興特別 所得税」の青色申告の受付です。
	3月2日(月) ～13日(金) ※土・日曜日は除く	午前10時～午後4時 (正午から午後1時までを除く)	次の確定申告は受付できません。 ・年金所得 ・譲渡所得(少額の総合譲渡所得 を除く) ・前年分所得金額(専従者控除 前または青色特典控除前)が 300万円を超える方

◎自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、インターネットを利用したe-TAX
での提出や、申告書を印刷して郵送などによる提出もできます。
どの申告会場も大変込み合いますので、ぜひご利用ください。

確定申告

web検索

◎公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は確定
申告をする必要はありません。ただし、平成27年分以後、外国政府などから支給を受ける公的年金など、
源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は確定申告しなければなりません。

なお、確定申告により税の還付を受ける方は申告することができます。

◎復興特別所得税

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税の2.1%)を所得
税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告されるすべての方に「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。